平成２５年（フ）第４１号
福岡県みやま市瀬高町長田2850、住民票上の住所福岡県柳川市旭町36番地
破産者　橋本　芳子
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第３９４号
北九州市八幡西区萩原２丁目４番３―705号
破産者　岩村　英二
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７６７号
北九州市小倉北区中井５丁目７番11号、破産手続開始決定時の住所北九州市小倉北区中井５丁目12番20号
破産者　大森　文雄
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１３９号
北九州市小倉北区上到津４丁目９番20―1001号
破産者　川口　健治
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５６５号
札幌市西区発寒４条５丁目１番18号　アーバンサイド102号
破産者　羽田　桂一
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５１号
仙台市太白区西中田６丁目３番10―504号
破産者　高橋　　誠
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１７号
宮城県栗原市瀬峰清水山33番地32
破産者　蜂谷健太郎
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第５０号
山形県天童市大字高擶南49番地の１
破産者　遠藤　敬知
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２９号
埼玉県本庄市児玉町児玉974番地１
破産者　田島　春雄
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２４１号
川崎市川崎区池田２丁目６番１号
破産者　秋山　重宣
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１６４号
富山県南砺市川西1120番地
破産者　岡田　隆史
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１６５号
富山県南砺市川西1120番地
破産者　岡田　和子
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１９４５号
愛知県一宮市大赤見字八幡西６番地　ヴァンコーポ大赤見２Ａ、開始決定時の住所愛知県江南市安良町郷中92番地１　プラザヤスラＢ101号
破産者　青山　弘二
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３１８号
名古屋市南区中江１丁目２番２号　アルカディア鶴里３Ａ、開始決定時の住所名古屋市南区明治１丁目２番41号
破産者　山下　裕史
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８９２号
愛知県弥富市平島東２丁目127番地　ガーデン・シュティルＢ―203
破産者　岡本　一郎
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６６０５号
大阪府大東市諸福４丁目１番31号　オリエント鴻池107号
破産者　富川眞優佳
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６８６号
堺市北区百舌鳥本町２丁138番地
破産者　小林　孝仁
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部